

市からの七つのお願い

砂まきボランティア活動にご協力を



機械による滑り止め材の散布ができない急坂や、つるつる路面に滑り止め材の散布を行うほか、保管箱周辺の除雪・清掃や、融雪期の滑り止め材回収作業を行う「砂まきボランティア」を募集しています。なお、融雪期にボランティアの皆さんに回収していただいた滑り止め材は市で収集します。詳しくは除雪対策本部または建設事業課（内線376）へ。

子どもを危険な場所で遊ばせない



雪山は子どもたちの冬の遊び場となる場合がありますが、空き地や公園を雪堆積場として利用している場合、子どもが機械に巻き込まれたり、雪に埋もれたりするなどの危険があります。また、道路の両脇に積まれた雪山で遊ぶと滑り落ちて道路へ飛び出す危険がありますので、このような場所で子どもを遊ばせないようにしてください。

ロードヒーティング箇所でも慎重な運転を



●市内の主要な路線で道路勾配が急な幹線道路などには、ロードヒーティングを設置していますが、降雪状況などによっては融雪の速度が追いつかない場合があります
●電気を熱源とするロードヒーティングは、電気使用量ピーク時間帯の使用をできる限り避ける契約で運用しています。このため、従来から電気使用量の多い午後4時から9時の間、自動で断続的に通電を停止する節電・節約運転を行っています。特にこの時間はヒーティング箇所でも油断せずに、慎重な運転を心掛けてください

玄関前等に残った雪の処理は各家庭で



道路の除雪は、広い区域を限られた時間で作業しなければならないため、雪を道路の両脇に堆積していく「かき分け除雪」で行っています。このため、玄関前などにどうしても雪が残ってしまいます。残った雪は各家庭で処理されるよう、皆さんのご協力をお願いします。

屋根からの落雪に十分な注意を



建物(空き家を含む)屋根の雪が道路などに落ちると、歩行者や自動車を巻き込んだ事故につながる恐れがあります。丈夫な雪止めを付けた上、定期的な点検するほか、雪下ろしやつらの除去を行いましょう。安全確保のため、作業は複数の人で実施してください。

雪置き場をお貸しください



除雪した雪を一時的に積める雪置き場があると、道路脇に堆積する雪の量を減らすことができます。雪置き場として利用できる空き地を無料でお貸しいただける場合は、除雪対策本部までご連絡ください。

悪天候時は不要不急の外出を控えて

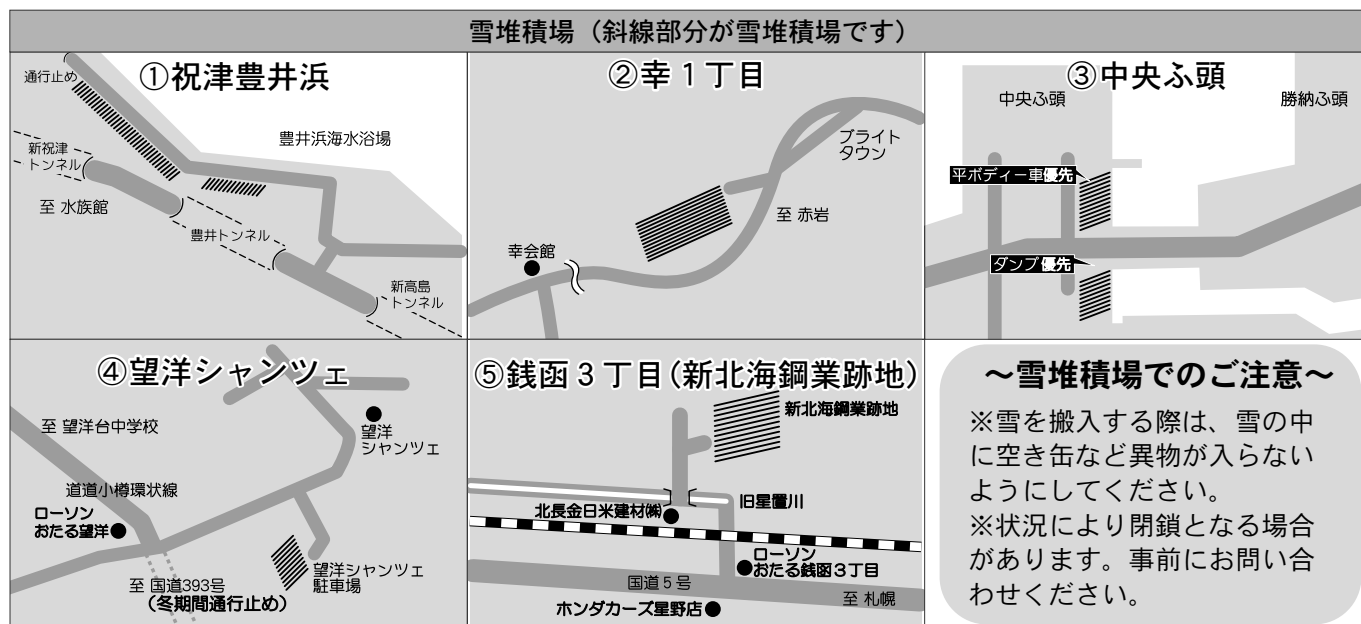


悪天候時に外出すると「車が埋まった」「視界が悪く動けない」などの状況に陥る危険があります。悪天候時は不要不急の外出を避け、天候の回復や道路状況の改善を確認してから行動するよう心掛けましょう。

☒詳細 除雪対策本部 ☎☎4111内線640、☎☎4118

雪堆積場を一般開放します（搬入期間・時間を必ず守ってご利用ください）

- ▶搬入期間 12月中旬から3月中旬まで。12月31日と1月1日は休みです。詳しくはお問い合わせください
- ▶搬入時間 午前9時～午後5時
- ▶問い合わせ先 ①～④は中央ふ頭管理員詰め所 ☎☎8609、⑤は第4ステーション ☎☎5368



～雪堆積場でのご注意～

※雪を搬入する際は、雪の中に空き缶など異物が入らないようにしてください。
※状況により閉鎖となる場合があります。事前にお問い合わせください。

雪の季節を迎えて

この冬の雪対策についてのお知らせ

今年もいよいよ冬本番を迎えました。市では、市民の皆さんが冬を快適に過ごすことができるよう、この冬の除雪体制や皆さんにお願いする冬のルールについてお知らせします。

この冬の雪対策は？

市では毎年各地域に除雪業務の窓口（除雪ステーション）を設置し、車道や歩道の除排雪、滑り止め材散布等の作業を一括して管理する地域総合除雪を実施しています。

今年度は昨年と同様、7ステーション体制で市民の皆さんからの問い合わせなどに対応します。また、昨年度より取り組んできました、幹線道路（第1種路線やバス路線）になつていく補助幹線道路（第2種路線）のガタガタ路面の解消に向けた路面整正作業や補助幹線道路の出動基準の引き下げ（15cm以上から10cm以上）についても継続して行い、今年度からの新たな取り組みとともに、よりきめ細やかな除排雪に努めます。

今年度からの新たな取り組み

今年度は新たな取り組みを行うとともに、これまで行ってきた除排雪作業について強化に努めます。
(1)生活道路（第3種路線）の一部における除雪作業強化
生活道路において、昨年度までは「圧雪状態を基本とした管理（以下、圧雪管理）」をしていましたが、今年度より一部の指定路線において、圧雪状態によらず、15cm以上の降雪が見込まれる場合に除雪作業を試行的

に実施します。また、沿道の雪を堆積できる空き地（雪押し場）が近隣にある路線については、できる限り交通障害が発生する前に除雪作業を実施します。これらに当てはまらない路線については、昨年と同様に圧雪管理を行います。

(2)主要交差点の見通しの確保
バス通りなどの主要な交差点（36カ所）について、局所的な排雪作業を実施し、見通しの確保に努めます。

なお、地域総合除雪の排雪作業を補う制度として、「貸出ダンプ制度」による排雪作業の申し込みも受け付けます。今年度より制度内容に変更がありますので、詳しくは4ページの下段をご覧ください。

市からのお願い

快適に雪の季節を過ごすためには、市と皆さんの協働作業が欠かせません。守ってほしい二つのルール（下の囲みを参照）と、市からの七つのお願い（3ページ上の囲みを参照）を掲載しています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。
◆お問い合わせは、除雪対策本部 ☎☎4111内線640、☎☎4118へどうぞ。

守ってほしい二つのルール

路上駐車はやめましょう



路上駐車によって除雪作業が中断してしまいます。また、路上駐車を避けて除雪を行うと、駐車車両の反対側車線に雪が多く残り、付近の住民に迷惑となってしまうだけでなく、緊急車両の通行にも支障を来す恐れがあります。

道路への雪出しは禁止です



道路への雪出しは道幅が狭くなるため、歩行者や自動車の通行を妨げ、事故の原因となる恐れがあります。特にロードヒーティングの箇所への雪出しは、走行する車にとって大変危険となるだけでなく、過大な電気代が発生しますのでやめましょう。

除排雪作業に関する問い合わせ先

※国道、道道、市道などで連絡先、受付時間が異なります。

国道 小樽開発建設部小樽道路事務所 ☎②9116、FAX③1719 (午前8時30分～午後5時15分) ※⑤⑩⑮と時間外は☎③3237へ	市道 (勝納地域) 第6 ステーション ☎④5403、FAX④5404 (手宮地域) 第5 ステーション ☎④5670、FAX④5675 (銭函地域) 第4 ステーション ☎⑥15368、FAX⑥15367 (北地域) 第1 ステーション ☎②2789、FAX②2859 (松ヶ枝地域) 第2 ステーション ☎④7057、FAX④7056 (若竹・桜地域) 第7 ステーション ☎④1046、FAX④1048 (望洋台・朝里地域) 第3 ステーション ☎④2902、FAX④2909	
道道 小樽建設管理部事業室事業課 ☎④7670、FAX④5722 (午前8時45分～午後5時30分) ※⑤⑩⑮と時間外は転送電話となります。	(望洋台・朝里地域) 第3 ステーション ☎④2902、FAX④2909 (望洋台・朝里地域) 第3 ステーション ☎④2902、FAX④2909	
札幌自動車道 NEXCO東日本お客様センター ☎0570(024)024(24時間受け付け) ※PHS、IP電話の方は☎03(5338)7524へ	(望洋台・朝里地域) 第3 ステーション ☎④2902、FAX④2909	
港湾地区内の道路 小樽市産業港湾部港湾室 ☎②1107、FAX②1109 (午前8時50分～午後5時20分) ※⑤⑩⑮を除く	(望洋台・朝里地域) 第3 ステーション ☎④2902、FAX④2909	

※市道に関する受付時間は、午前8時50分～午後5時20分です。お問い合わせは受付時間内をお願いします。
 ※時間外は転送電話での対応となります。なお、時間外に送信されたファクスは翌朝の回答となります。

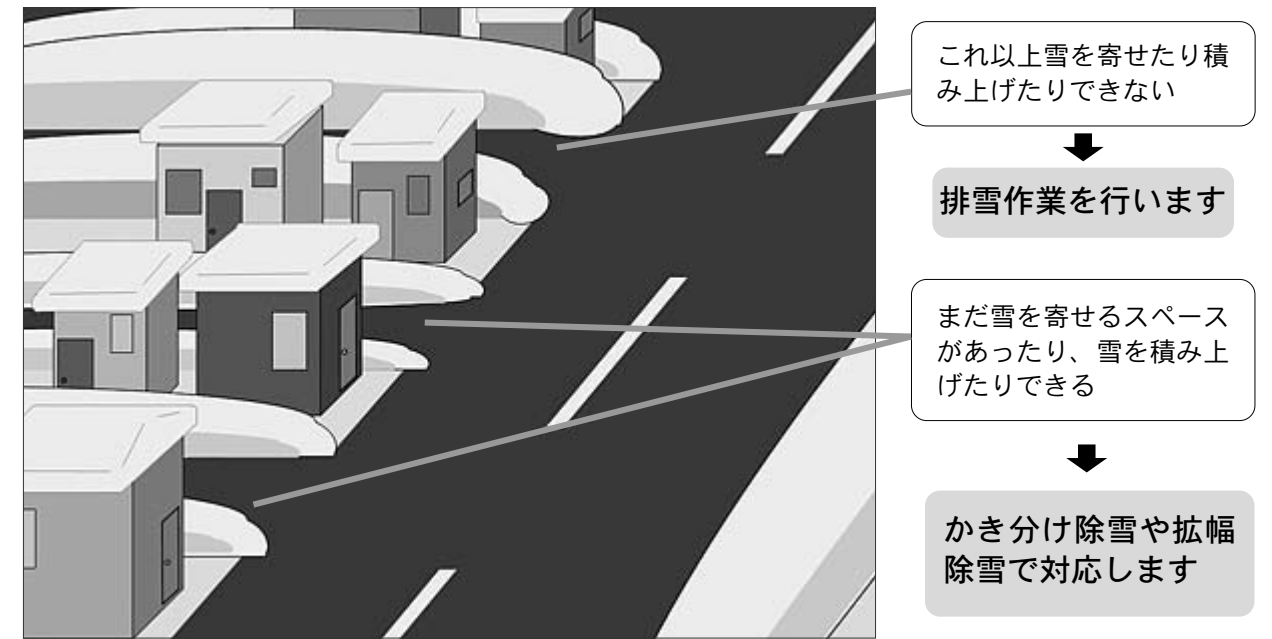
町名別除雪ステーション案内

※同一住所でも除雪ステーションが異なる場合がありますので、除雪対策本部(☎②4111内線640、FAX②4118)へお問い合わせください。

町名	ステーション	町名	ステーション	町名	ステーション
相生町	第6	潮見台1丁目8、9、11番の一部	第7	の 信香町	第6
赤岩1～3丁目	第5	塩谷1～4丁目	第1	は 花園1、3丁目	第6
旭町	第6	東雲町	第6	は 花園2、4～5丁目	第2
朝里1～4丁目	第3	清水町	第5	ふ 張碓町	第4
朝里川温泉1～3丁目	第3	祝津1～4丁目	第5	ふ 春香町	第4
有幌町	第6	新光1～5丁目、新光町	第3	ふ 船浜町	第7
石山町	第5	新富町	第6	ほ 望洋台1、2丁目1～29番、3、4丁目	第3
稲穂1丁目1～10番	第6	末広町	第5	ほ 望洋台2丁目30～32番	第7
稲穂1丁目11、12番	第2	住ノ江1丁目	第6	ま 星野町	第4
稲穂2～4丁目	第6	住ノ江2丁目	第2	ま 真栄1～2丁目	第2
稲穂5丁目	第5	住吉町	第6	ま 松ヶ枝1～2丁目	第2
入船1丁目	第6	せ 銭函1～3丁目	第4	み 緑1丁目1～4、7、8、17、20番	第2
入船2～5丁目	第2	た 高島1～5丁目	第5	み 緑1丁目5、6、9～16、18～31番	第6
色内1～2、3丁目1、11、12番	第6	ち 築港	第6	み 緑2丁目1～7番	第2
色内3丁目2～10番	第5	て 手宮1～3丁目	第5	み 緑2丁目8～39番、3～5丁目	第6
う 梅ヶ枝町	第5	て 天狗山1、2丁目	第2	も 港町1、4～9番	第6
奥沢1～5丁目	第2	と 天神1～4丁目	第2	も 見晴町	第4
忍路1～3丁目	第1	と 富岡1丁目1～5、13番	第2	に 最上1丁目1～5、12～19、26～35番	第2
オタモイ1～4丁目	第1	と 富岡1丁目6～12、14～33番	第6	に 最上1丁目6～11、20～25、36、37番	第6
勝納町	第6	と 富岡2丁目	第6	ら 最上2丁目1～3番	第6
桂岡町	第4	な 豊川町	第5	ら 最上2丁目4～26番	第2
幸1～4丁目	第1	な 長橋1丁目1～20番	第6	わ 桃内1～3丁目	第1
堺町	第6	な 長橋1丁目21～27番	第1	や 山田町	第6
桜1～5丁目	第7	な 長橋2丁目	第5	ら 蘭島1～3丁目	第1
潮見台1丁目1～7、10、19～23番	第2	な 長橋3丁目1～7番、8番の一部	第1	わ 若竹町	第7
潮見台1丁目8、9、11番の一部	第2	に 長橋3丁目8番の一部、9～24番	第5	わ 若松1～2丁目	第6
潮見台2～3丁目	第2	に 長橋4～5丁目	第1		
潮見台1丁目12～18番	第7				

排雪作業について

排雪作業については、職員や除雪業者がパトロールを行い、まず、かき分け除雪や拡幅除雪をし道路わきの雪山が大きくなり、これ以上の対応が困難になった時点で必要な個所の排雪作業を実施するため、雪の積もり方などによっては、地域内の道路で排雪作業を行う時期が異なることがあります。



「貸出ダンプ制度」

この制度は、町会などが市に登録のある積み込み業者と契約して自主的に行う生活道路の排雪に対し、市が費用を負担してダンプ(運転手付き)を派遣する制度です。

- ▶対象となる道路 幅員の狭い道路や公衆用道路として利用されている私道など
- ▶利用できる期間 29年1月13日(金)～3月13日(月)。利用日は抽選で決定します
- ▶申し込み 必要事項を申込書に記入し直接、建設部庶務課(市役所別館5階)へ(土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く)。利用は1カ所で2回までです。なお、電話での申し込みはできません
- ※申込書及び市に登録のある積み込み業者の一覧は建設部庶務課で配布しているほか、ホームページからも入手できます。
- 【利用1回目】申込期間：12月1日(木)～12月14日(水) / 抽選日：29年1月5日(木)
- 【利用2回目】申込期間：12月1日(木)～29年2月3日(金) / 抽選日：29年2月14日(火)
- ▶制度の変更 今年度から、制度の一部が下表のとおり変更となっております。詳しくはお問い合わせください。

	平成28年度	平成27年度
対象となる道路	「積み込み業者が市に登録した積み込み機械」が作業できる道路で、下記のいずれかの条件を満たすもの ①除排雪道路に接続していること ②除排雪路線に接続していない場合は、ダンプの運搬作業が可能な道路に接続していること	幅員概ね4メートル以上の通り抜けができる道路で、除雪路線に接続した道路
実施日数	3日以内	5日以内
雪堆積場	排雪対象外	排雪対象
集合住宅の敷地内通路	排雪対象外	排雪対象

※雪の積もり方によっては、地域総合除雪とダンプの利用希望日が重なることがあるため、希望日に排雪することができない場合もあります。日程の調整についてご理解とご協力をお願いします。また、利用に当たっては守らなければならない条件などがありますので、詳しくはお問い合わせください。

◆詳細 建設部庶務課☎②4111内線346